

2016年12月21日

お客さま各位

還付金詐欺・振り込め詐欺にご注意ください

◆ 還付金詐欺にご注意ください

ATM を操作して医療費や保険料などの還付金を受取る手続きは存在しません。それは「還付金詐欺」です。

何者かが、「自治体」、「税務署」、「年金事務所」、「銀行」などの職員を装って電話をかけてきて、「還付金を受取ることができるので、ATM を操作して手続きをしてください」、「携帯電話とキャッシュカードを持って、ATM コーナーで今すぐ手続きをしないと無効になります」などと、言葉巧みにATM に誘導し操作させ、実際は、還付金の受取りではなく、逆に口座のお金を振り込みさせる詐欺事件が全国で多発しています。

銀行や自治体、税務署、年金事務所の職員が携帯電話でATM の操作方法を指示することは絶対にありません。

「還付金があるのでATM へ」と言われたら詐欺の可能性が高く、警察や当行、ご家族の方などにご相談ください。

◆ 振り込め詐欺にご注意ください

「電話番号が変わった」、「お金を取りに行く」は「オレオレ詐欺」です。

振り込め詐欺とは、子供や孫などの家族や、警察官、弁護士、被害者などになりすまし、架空の事件・事故を装って示談金などを振込ませてお金をだまし取る、いわゆる「オレオレ詐欺」や、架空の請求書や督促状を送りつけてお金を振込ませる「架空請求詐欺」などの総称をいいます。最も多いのが、「オレオレ詐欺」で、最近では、お金を振込ませる手口から、犯人が直接被害者の自宅などに取りに来る「現金受取型」が増加しています。

あわてずに、必ずお子さん・お孫さん本人やご家族に事実を確認してください。また銀行でのアドバイスにも耳を傾けてください。そして決して知らない人に現金を渡さないようご注意ください。

[📖 振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口の設置について](#)

◆ 全国銀行協会からのご案内

[📖 全国銀行協会「金融犯罪にご用心！」](#)

以上